

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を令和3年1月13日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、同3度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

手帳に記載されている「合併障害」が「無し」となっているが、請求人には合併障害がある。知的障害、自閉症スペクトラム症、不安障害があり、頓服も使用している。判定時の聞き取りでは非

常に短時間で「学校で困ることは？」との質問がメインで、日頃の実態は聞かれなかった。4度のレベルではないのが実状である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年9月22日	諮問
令和3年12月23日	審議（第62回第3部会）
令和4年1月18日	審議（第63回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障

害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表第4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は、7条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

(5) 都要綱 1 2 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 4 2 年 3 月 2 0 日付 4 2 民児精発第 5 8 号。以下「実施細目」という。）の 4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の 4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定についての検討

次に、心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー知能検査による知能指数は I Q 5 0 であり、これは個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 5 0 ～ 7 5」に相当する「4 度」と記載されている。

イ 「知的能力」について

文字や数の理解については、「新聞」等の漢字を正しく読むことが出来、四則演算も繰り上がり、繰り下がりのある足し算、引き算をはじめ、掛け算、割り算も全て正答していた。さらに、上記アのとおり知能測定値は 4 度の範囲内であった。また 2 年前から練習しているピアノの趣味を持ち、スマートフォンでの簡単な操作も可能であるとのことであった。

以上のことから、個別判定基準表における「テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」に相当する「4 度」と記載されている。

ウ 「職業能力」について

高等部2年生時の現場実習は、請求人希望により企業にて実習を行ったが、評価が良くなく3年生時には企業から断られた。そのため、3年生時には、〇〇で実習を行い、箱折り、シール貼りなどに従事した。作業自体は概ね良好であったが、報告、連絡、相談が出来ず、過度に集中する、焦りなど複数の課題を指摘され、〇〇への内定は出なかった。

以上のことから、個別判定基準表における「助言等があれば、単純作業が可能。」に相当する「3度」と記載されている。

エ 「社会性」について

心理担当者との面接及び知能検査では、入退室時に丁寧にあいさつをすることが観察された。医学判定においても、礼節は保たれ、ですます調で語り、目上の人に丁寧に話すことが観察された。さらに、3人から4人の友人がおり、放課後等デイサービスでは、小さい子の面倒をみることも出来ている。

以上のことから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会活動が可能」に相当する「4度」と記載されている。

オ 「意思疎通」について

心理担当者との面接場面では、名前、生年月日及び学校名などはスラスラと答え、来所目的も「手帳の更新」と答えるなど、少なくとも表面的な疎通性には大きな問題が認められなかった。医学判定においても、質問に的外れな返答をすることもあるが、多語文を用いて会話をし、疎通性は良好であることが認められた。体調についても「大丈夫です」と丁寧語を使用することが観察された。複雑なことの理解には困難が伴うが日常会話程度の内容の理解には問題がないと判断さ

れた。知能検査においては、「書き取り」問題も合格している。

以上のことから、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」に相当する「3度」までは至っていないとして、「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通しての意思疎通が可能」に相当する「4度」と記載されている。

カ 「身体的健康」について

現在、〇〇に通院し抗精神病薬が処方されている以外は、身体疾患も特段ない。医学判定においても、身体的現症及び医療継続の要否について特記事項は記述されていない。

以上のことから、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」に相当する「4度」と記載されている。

キ 「日常行動」について

外では頑張っている青年だが、自宅では反動で興奮、自傷、器物破損などの問題行動がある。想定外の事態ではパニックになるため、想定外が生じないように日常的に請求人母が配慮している。さらに、フラッシュバックのため時々睡眠に乱れがある。一方で、高等部へは運動のため時々徒歩で通学し、週3日程度は電車、バスを利用し単独通学をしていることから、常に目を離せない状況ではない。心理担当者との面接、知能検査及び医学判定においても、問題行動は観察されなかった。

以上のことから、「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要」に相当する「2度」には至っていないものの、「日常生活に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」に相当する「4度」よりは重いとして、「日常生活にたいした支障はないが、配慮が必要」に相当する「3度」と記載されている。

ク 「基本的生活」について

食事については、電子レンジ使用は可能でトースターに入れて焼くことも出来るが、お湯は沸かせない、排泄では、介助は必要としないが時折パンツや壁に便をつける。便座が汚れる。着脱衣に関しては、ひととおり自分で着るものの、気温に合わせた衣服の調整はできず声かけを要する。入浴では、洗体・洗髪は不十分で、声かけを行い、もう一度やらせる。身だしなみも毎朝必ず請求人母のチェックが必要である。簡単な釣銭計算はできるが、金銭管理は困難で必要に応じて請求人母が請求人にお金を渡す。

以上のことから、「身辺生活の処理がおおむね可能」の区分である「3度」に相当すると記載されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目のうち3項目が3度（中度）、5項目が4度（軽度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び請求人母に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として4度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害」と、心理学的所見欄には「CA18 IQ50（鈴木ビネー改訂版）」と、社会診断所見欄には「引き続き愛の手帳による支援を要する。」とそれぞれ

れ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」として、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当である。

したがって、本件申請書及び本件判定書に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかしながら、都要綱によれば、愛の手帳の交付に係る判定は、申請書を受理した心障センター所長が、総合判定基準表及び個別判定基準表に基づいて判定を行い、その結果に基づき作成される判定書及び申請書により、処分庁が手帳の交付の可否を決定すると規定されており（1・(2)及び(3)）、また、心障センター所長が行う程度別総合判定は、判定書に記載されたプロフィールを参考にして行うとされている（1・(5)）ところ、本件判定書のプロフィールの各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものであり、これらの判定に基づき、障害の程度の総合判定を「4度（軽度）」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりである。そして、本件判定書においては、〇〇の職員及び医師による請求人及び請求人母への面接等の後、〇〇における判定会議を経て作成されたものであり、その判断過程に不合理な点は認められない。

したがって、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当な

ものであるということとはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)